

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

一 自衛官に係る勤勉手当の支給割合の改定に伴い、若年定年退職者給付金の額の調整に関し必要な給与年額相当額の計算方法を改めること。（第二十四条関係）

二 この政令は、公布の日から施行すること。ただし、三は、令和二年四月一日から施行すること。（附則第一項関係）

三 住居手当に関する経過措置を定めること。（附則第二項関係）